

議案第99号

伊賀市支所設置条例の一部改正について

伊賀市支所設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市支所設置条例の一部を改正する条例

伊賀市支所設置条例（平成16年伊賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させる」を「地域における住民自治を推進する」に改める。

第2条を次のように改める。

（所管）

第2条 支所は、地域連携部の所管とする。

別表青山支所の項中「1411番地」を「151番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表青山支所の項の改正規定は、令和4年3月22日から施行する。